

令和7年度貸渡自動車（レンタカー）賃貸借仕様書

（一般事項）

1 件名

貸渡自動車（レンタカー）賃貸借業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年7月31日までの間

3 契約方法

2トントラック（ロング）1台につき、1日及び1か月当たりの単価契約

4 見積内容

- (1) 2トントラック（ロング） 1台1日当たり単価
- (2) 2トントラック（ロング） 1台1か月当たり単価

（特記事項）

1 車両の仕様

E T C車載器搭載車両であること。

2 車両危険負担補償

賃貸借期間中における危険負担補償は、次に記載する以上のものとする。

(1) 対人補償

1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む。）

(2) 対物補償

1事故につき無制限とする。ただし、免責額はなしとする。

(3) 車両補償

1事故につき限度額時価までとする。ただし、免責額はなしとする。

(4) 人身傷害補償（搭乗者補償）

1名につき1,500万円以上とする。ただし、免責額はなしとする。

注 1事故につき1,500万円以上×乗車定員とする。

(5) ノンオペレーションチャージ

発注者は、その責めに帰する事故等によりレンタカーに損害を与えた場合、受注者に対し、レンタカー修理期間中の営業補償の一部として受注者の定める金額（ノンオペレーションチャージ）を別途支払うものとする。

3 メンテナンス

必要に応じて、以下のメンテナンスを施すものとする。

- (1) 一般修理
- (2) 一般消耗品
- (3) タイヤ・バッテリー交換
- (4) 事故処理
- (5) 一般整備（法定点検）

4 代車提供

定期点検、継続検査、故障修理及び事故修理時等の理由で、借上車両が使用できない状態の場合には、代車を提供するものとする。

5 燃料

和歌山県警察の負担とする。

6 借上、返却場所

和歌山市内で借り上げを行い、返却をするものとする。

7 借上車両の種別

2トントラック（ロングタイプ アルミバン パワーゲート付き）

8 借上期間の単位

(1) 1 か月単位

(2) 1 日単位：借上時間から24時間まで

（例：4月1日午前9時から4月2日午前9時まで）

注1 24時間未満の端数が生じた場合は1日として計算する。

注2 1 か月中の使用日数により、金額が1 か月単価を超える場合は、1 か月の単価金額を適用するものとする。

9 落札者の決定方法

見積金額は借上の価格のほか、本仕様書で示す保険料等一切の諸費用を含むものとする。

なお、車両の1日及び1 か月当たりの単価に、次で示した予定数量を乗じて得た金額を合計した総計（消費税及び地方消費税を除いた金額）で、最も安価な価格を提示した者を落札者とする。

10 借上予定数量

契約期間中において、以下の台数車両を借り上げる予定とする。

(1) 2トントラック 1日単位 3日（1台×3日）

(2) 2トントラック 1か月単位 2月（2台×1か月）

借り上げ予定の詳細については、次のとおり。ただし、発注数量は予定であって確定ではない。

車種	数量	使用予定期間	予定数量	
			月数	日数
2トントラック	1	令和7年6月中旬から7月31日まで	1か月	
2トントラック	1	令和7年6月中旬から7月31日まで	1か月	
2トントラック	1	令和7年6月中旬から7月31日まで		3日